

通 知 預 金

平成28年2月25日現在

商品名 (愛 称)	通 知 預 金
ご利用いただける方	・個人、法人
期 間	・期間の定めはありません。 ただし、預入日から7日間の据置期間が必要です。
預 入 (1) 預入方法 (2) 預入金額 (3) 預入単位	・一括預入 ・5,000円以上 ・1円単位
払戻方法	・据置期間経過後は随時解約できます。 ただし、解約する日の2日前までに通知が必要です。
利 息 (1) 適用金利 (2) 利払方法 (3) 計算方法	・変動金利 ・毎日の店頭表示の利率を適用します。 ・解約時に一括して支払います。 ・付利単位を100円とし、1年を365日とする日割り計算とします。
税 金	・個人のお客さまの場合、お利息は利子所得として20.315%（所得税及び復興特別所得税15.315%、地方税5%）が源泉徴収され、源泉分離課税となります（ただし、マル優を利用の場合は除きます）。 ・法人のお客さまの場合、お利息は利子所得として15.315%（所得税及び復興特別所得税）が源泉徴収され、総合課税となります。
手数料	—
付加できる 特約事項	・個人はマル優のお取扱いができます。
中途解約時 の取扱い	・据置期間内に解約する場合は、解約日における普通預金利率により計算した利息とともに支払います。
金利情報の 入手方法	・金利は店頭の電子掲示板または窓口へご照会ください。
苦情処理措置・ 紛争解決措置	苦情処理措置 本商品の苦情は、当金庫営業日に、営業店または本部事務管理部（9時～17時、電話：0120-778-211）にお申し出ください。 紛争解決措置 東京弁護士会（電話：03-3581-0031）、第一東京弁護士会（電話：03-3595-8588）、第二東京弁護士会（電話：03-3581-2249）の仲裁センター等で紛争の解決を図ることも可能ですので、利用を希望されるお客さまは、当金庫営業日に、上記事務管理部または全国しんきん相談所（9時～17時、電話：03-3517-5825）にお申し出ください。 また、お客さまから、上記東京の弁護士会（東京三弁護士会）に直接お申し出いただくことも可能です。

	なお、東京三弁護士会は、東京都以外の各地のお客さまにもご利用いただけます。その際には、①お客さまのアクセスに便利な地域の弁護士会において、東京の弁護士会とテレビ会議システム等を用いて共同で紛争の解決を図る方法（現地調停）、②当該地域の弁護士会に紛争を移管し、解決する方法（移管調停）—もあります。詳しくは、東京三弁護士会、当金庫事務管理部もしくは全国しんきん相談所にお問い合わせください。
その他参考 となる事項	・預金保険機構の付保対象預金です。詳細につきましては、店頭に掲示の「預金に関する重要事項のお知らせ」もしくは「預金保険制度」のポスターを参照願います。

北 群 馬 信 用 金 庫